

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【届出者の氏名又は名称】	高砂熱学工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3255-8212
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理本部長兼総務本部担当 島 泰 光
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	高砂熱学工業株式会社 (東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、高砂熱学工業株式会社をいい、「対象者」とは、株式会社丸誠をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社丸誠

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が開設するJASDAQ市場（スタンダード）に上場されている対象者株式277,000株（対象者が平成24年2月13日に提出した第53期第3四半期報告書に記載された、平成23年12月31日現在の発行済株式総数（5,540,000株）から、同日現在の自己株式数（133,300株）を除いた数（5,406,700株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）5.12%（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。））を所有しております。この度、当社は、平成24年2月13日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化して当社のグループ会社とすることによって、対象者との事業提携を強化することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに際し、対象者との間で本公開買付けに係る重要な合意等に関する平成24年2月13日付基本契約書（以下「本基本契約」といいます。）を締結しております（本基本契約の概要は後記「(4) 本基本契約」をご参照下さい。）。また、当社は、対象者の元取締役会長であり大株主の一人である西村隆氏（所有株式数578,365株、所有割合10.70%、以下「西村氏」といいます。）及び対象者の元取締役である三浦?氏（所有株式数46,751株、所有割合0.86%、以下「三浦氏」といいます。）のそれぞれから、平成24年2月13日付で本公開買付けへの応募に関する確約書（以下「本確約書」といいます。）の提出を受け、西村氏及び三浦氏のそれぞれが保有する対象者株式の一部（合計420,000株、所有割合7.77%）を本公開買付けに応募する旨の確約を得ております（本確約書の概要は後記「(4) 本確約書」をご参照下さい。）。なお、現在、西村氏及び三浦氏は対象者の経営には関与しておりません。

本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は600円です（算定の基礎等の詳細につきましては、後記「(5) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」または「4(2) 算定の基礎」をご参照下さい。）。

また、当社は、対象者を連結子会社化して当社のグループ会社とすることを目的として本公開買付けを行うことから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,529,000株（買付け等を行った後における所有割合33.40%）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の下限に満たない場合、当社は応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付けに伴う対象者の上場廃止は意図していないことから、買付予定数の上限を3,291,000株（買付け等を行った後における所有割合65.99%）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者が公表した平成24年2月13日付「高砂熱学工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明並びに資本業務提携強化に関する基本契約の締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、高橋幸男氏及び竹倉雅夫氏を除く取締役の全員が出席する平成24年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合に対象者と当社の間で行われる資本業務提携が対象者企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した対象者の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが対象者株主の皆様に対して合理的な価格で対象者株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、対象者の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。すなわち、対象者によれば、対象者は、中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための事業戦略につき検討を重ねてきたところ、対象者が継続的に企業価値を向上していくためには、国内における事業基盤の強化と、事業収益の獲得が必要であり、本公開買付けによって当社のグループ会社となることによって、対外的な信用力の増加及び取引先の維持拡大が期待できるとともに、当社の経営資源を対象者の事業に活用でき、特に、当社グループが推進している建物設備の高度管理（設備設計・施工の技術を活用して提供するもの）及び保守管理並びに運行管理を総合した設備総合管理事業に、対象者が培ってきた技術力と管理体制をもって参画することで、当社とのシナジーにより業績の拡大を図ることができると考え、本公開買付けは、企業価値の向上に寄与すると判断したとのことです。なお、対象者取締役のうち高橋幸男氏は当社の完全子会社であり設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービス株式会社（以下「高砂エンジニアリングサービス」といいます。）の取締役を兼任しているため、また、竹倉雅夫氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役3名のうち2名（社外監査役1名を含みます。）が出席し、出席監査役のいずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者監査役のうち近藤富士夫氏は当社の元従業員であり、また当社の元常勤監査役であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議には参加していないとのことです。

（2）本公開買付けの目的及び背景

当社は、徹底した「顧客最優先」「現場第一主義」の理念を掲げ、長年培ってきた空調設備の技術を核として、オフィスビルや工場等の空調設備工事の設計・施工を中心とする設備工事業を主な事業としております。当社は、平成17年度、平成20年度及び平成23年度の中期経営計画において、建築投資の縮減や市場環境のデフレ傾向による低迷の中で、いかに業績拡大を図るかを追求し、その施策については、「コア事業である工事業の強化」と「有望新規事業の開拓、育成」に重点を置いて、事業を展開しております。平成17年度に開始した中期経営計画においては、工事業の売上高増加と設備管理の強化や、環境負荷の削減への取組みなどに基づくリニューアル工事の増加などによって、売上高の拡大を達成しました。また、平成19年4月25日には、顧客に対するアフターサービスの強化を目指して、対象者と業務及び資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結し、既存建築設備の熱エネルギー利用の企画・設計から新築、アフターサービスを経てリニューアル工事まで、首尾一貫して建築設備の生涯価値を高めるサービスをワンストップで提供できる体制を強化しました。なお、本業務資本提携契約に基づき、当社は、対象者株式277,000株（所有割合5.12%）を取得しております。さらに、平成20年度開始の中期経営計画では、統合型制御システムやMAT・GODAというデータ集積並びに分析ツールを用いた技術提案、及び資金面の提案まで含めたエネルギーソリューションを組織的に展開しております。

一方、対象者は、昭和41年8月にTBS会館の設備管理業務を受託する東通メンテナンス株式会社として設立（昭和43年5月に株式会社丸誠に社名を変更）し、その後、電気・空調・防災といった建物設備の保守点検業務を軸に、国内外の大型オフィスビルをはじめ、著名なホテルや病院などの建物清掃業務、警備業務など各種建物の総合的なマネジメントサービスを提供し、さらにエネルギー使用量最適化によるCO2削減、施設・設備機器の適正維持・長期化、それに伴うお客様の管理コスト削減へ向けた取組みを含むプロパティ・マネジメントへの地盤確立に向け、事業を展開しております。

今般、当社は、平成17年度及び平成20年度の中期経営計画の結果を見直し、あわせて、昨今の国内景気の低迷や製造業の海外進出強化など、国内市場での工事業に対する外部環境の厳しさを克服すべく、「コア事業である「工事業」を拡大するために推進してきたワンストップサービスをさらに強化すること、及び当社が工事業において担うべきアフターサービスのうち、特に、前述の設備総合管理を強化するために、対象者との事業提携を推進していくことを重点的に行うこととしました。そのため、当社は対象者との間で、平成23年7月頃から対象者を当社のグループ会社とすべく、具体的な検討、協議を進めてまいりました。

その結果、対象者を当社のグループ会社として両社の事業提携を強化することにより、当社グループにとっては、建築設備の熱エネルギー利用の企画・設計から新築、アフターサービスを経てリニューアル工事まで、生涯に亘るワンストップサービスを提供できる体制が一層整備され、設備の生涯価値の向上に関する改善策を提案する体制を強化できること、及び建築施設や工場施設を保有される顧客の皆様に対しては、当社グループが培ってきた設計・施工の技術力やノウハウとアフターサービスに、対象者グループが培ってきた保守管理や運転監視などの設備管理やそれらの遂行体制のノウハウを加えて設備総合管理を提供できることが見込まれます。また、対象者によれば、対象者にとっても、メンテナンス業界の寡占化と価格競争激化の流れの中で、設備管理に関して長年に亘って培ってきた顧客からの信頼、ノウハウ、人材の教育及び管理体制などを活かすことによって、当社グループが展開する設備総合管理事業を通じて、業績の拡大に結び付くものと考えられること、対象者が当社グループの一員となることで当社の企業力を活用できること、及び顧客の建築設備の生涯価値向上に向けたワンストップサービス体制の一翼を担うことによって経営の安定化や業績拡大に繋がることが見込まれるとのことです。以上のことから、当社が対象者をグループ会社として事業提携を強化することが両社の企業価値向上のために有効であるとの結論に至り、平成24年2月13日付で本基本契約を締結し、当社は、その一環として本公開買付けを実施することを平成24年2月13日に決定しました。

なお、当社及び対象者は、本公開買付け成立を条件として、本業務資本提携契約の内容を変更する予定です（本業務資本提携契約の変更内容の概要は後記「(4) 本業務資本提携契約」をご参照下さい。）、

(3) 本公開買付け成立後の経営方針

当社及び対象者は、本公開買付け後、対象者及び当社の完全子会社である高砂エンジニアリングサービスの統合の可能性について、合併を視野に入れて検討を開始することを予定しておりますが、現時点において具体的に決定した事項はありません。

また、当社は、本公開買付け後の対象者の経営体制については、本公開買付け後に対象者と協議した上、決定する予定です。なお、当社は、原則として、当面の間、対象者の現在の取締役から、対象者の代表取締役社長として現代表取締役社長である渋谷正道氏、及び対象者の取締役若干名を選出する意向を有しております。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

本基本契約

当社が、本公開買付けに際し、対象者との間で平成24年2月13日付で締結した本基本契約においては、(i)当社が本公開買付けを開始し、対象者がこれに賛同すること（但し、当社以外の第三者による公開買付けがなされた場合において、買付価格、当社との業務提携が企業価値向上に貢献する度合いを考慮のうえ、賛同意見を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に反するときはこの限りでない。）、(ii)対象者が意見表明報告書において本公開買付けの期間の延長を請求する旨の記載を行わないこと、(iii)対象者が、本公開買付けの決済が完了するまでの間、第三者との間で、本公開買付けに類する取引又は本公開買付けの遂行に悪影響を与えるおそれのある取引等に関する勧誘、協議、交渉、情報の提供又は取引の実行を行わないこと、(iv)当社及び対象者が、本公開買付けにあたり、本公開買付けに伴う対象者の上場廃止は意図していないことの確認、(v)当社及び対象者が、本公開買付け後、対象者及び高砂エンジニアリングサービスの統合の可能性について、合併を視野に入れて検討を開始すること、(vi)当社が、原則として、対象者の専門性と独自性を尊重する意向を有しており、対象者において、主に施設管理によって利益を得る分野に係る事業拡大を加速し、もって対象者グループの経営の安定を図ることを期待していることの確認、(vii)当社が、原則として、当面の間、対象者の現在の取締役から、対象者の代表取締役社長1名及び取締役若干名を選出する意向を有していることの確認、(viii)対象者が、本公開買付けの前後を問わず、当社が対象者の議決権の過半数を取得することができるよう、当社に最大限協力すること、並びに(ix)当社及び対象者が、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、契約の同一性を維持しつつ、下記「本業務資本提携契約」に記載する内容に変更することなどが規定されております。

本業務資本提携契約

本基本契約においては、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、(i)建物施設の設備総合管理と設備リニューアル工事分野における競争力を向上させることにより、協同して両社グループの受注増を目指すこと、両社グループの顧客と仕入先の情報を共有することにより顧客と仕入先の拡大を図ること、両社グループの人材・技術交流により人材のスキルアップと技術の向上・サービス対応力の向上を図ること等の目的で業務提携を行うこと、(ii)当社が対象者の所定の株数の株式を第三者に譲渡等する場合には、対象者に対して事前に通知すること、(iii)対象者が、一定の事項（定款変更、組織再編、株式の発行、業務上の提携、剰余金の処分等）について、当社の事前の書面による承諾を取得し、また、事前協議、事後報告及び書類提出を行うこと等の内容を追加する等の変更を行うことが規定されております。

本確約書

西村氏及び三浦氏は、(a)西村氏については対象者の株式385,000株(所有割合7.12%)を、(b)三浦氏については対象者の株式35,000株(所有割合0.65%)を、本公開買付けに応募することについての確約書を当社に対してそれぞれ提出しております。本確約書において応募の前提条件は規定されておられません。

なお、当社は、西村氏との間で、平成19年4月25日付で、大要、本業務資本提携契約の契約期間中、西村氏が保有する対象者の株式を所定の第三者に対して譲渡しないこと、及び、西村氏が所定の株数を第三者に対して譲渡することを希望する場合には当社と事前に協議すること、について合意しておりますが、かかる合意については、西村氏がその保有する対象者の普通株式385,000株を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立することを停止条件として終了することを合意しております。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性排除、及び利益相反の回避等の観点から、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)に対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成24年2月13日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年2月10日を基準日として、大阪証券取引所における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値428円(小数点以下四捨五入、以下終値の単純平均値について同じとします。)及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値418円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を418円から428円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を762円から800円までと分析しております。

D C F法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を580円から887円までと分析しております。なお、S M B C日興証券がD C F法の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。これは、対象者がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野において工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためとのことです。

当社は、S M B C日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月13日に本買付価格を600円に決定いたしました。

本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月10日の大阪証券取引所における対象者株式の終値435円に対して37.93%(小数点以下第三位四捨五入、以下プレミアムの計算において同じとします。)、平成24年2月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値428円に対して40.19%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値418円に対して43.54%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値414円に対して44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年2月13日の大阪証券取引所における対象者株式の終値440円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本買付価格の合理性を検討するために、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しない、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、大和証券から平成24年2月10日付株式価値算定書を取得したとのことです。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。なお、対象者は大和証券から、本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値は、以下のとおりです。

市場株価法 : 414円～428円

DCF法 : 551円～632円

市場株価法では、平成24年2月10日を算定基準日として、対象者株式の大阪証券取引所における直近1ヶ月の終値平均値428円（小数点以下四捨五入、以下終値平均値について同じとします。）、直近3ヶ月の終値平均値418円、直近6ヶ月の終値平均値414円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は414円から428円と分析しております。

DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値は551円から632円と分析しております。

なお、大和証券がDCF法の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。これは、対象者がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野において工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためとのことです。

対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者のリーガルアドバイザーである卓照綜合法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における取締役会の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、高橋幸男氏及び竹倉雅夫氏を除く取締役の全員が出席する平成24年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合に対象者と当社の間で行われる資本業務提携が対象者企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが対象者株主の皆様に対して合理的な価格で対象者株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、対象者の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち高橋幸男氏は当社の完全子会社であり設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービスの取締役を兼任しているため、また、竹倉雅夫氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役3名のうち2名（社外監査役1名を含みます。）が出席し、出席監査役のいずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者監査役のうち近藤富士夫氏は当社の元従業員であり、また当社の元常勤監査役であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議には参加していないとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、現時点で、対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。他方、本公開買付けにおいて対象者を連結子会社化するに至らない場合には、対象者株式の追加取得を検討する可能性があります。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、大阪証券取引所が開設するJASDAQ市場（スタンダード）に上場されていますが、本公開買付けは、対象者株式3,291,000株（買付け等を行った後における所有割合65.99%）を買付予定数の上限として設定しており、当社は本公開買付けに伴う対象者の上場廃止は意図しておりません。また、当社及び対象者は、本基本契約において、本公開買付けにあたり、本公開買付けに伴う対象者の上場廃止は意図していないことを確認しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月14日（火曜日）から平成24年3月12日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年2月14日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成24年3月27日（火曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

高砂熱学工業株式会社

東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5

電話番号（03）3255-8212

取締役常務執行役員経理本部長兼総務本部担当 島 泰光

確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金600円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びD C F法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成24年2月13日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年2月10日を基準日として、大阪証券取引所における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値428円及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値418円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を418円から428円までと分析しております。</p> <p>類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を762円から800円までと分析しております。</p> <p>D C F法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を580円から887円までと分析しております。なお、S M B C日興証券がD C F法の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。これは、対象者がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野において工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためとのことです。</p> <p>当社は、S M B C日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月13日に本買付価格を600円に決定いたしました。</p> <p>本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月10日の大阪証券取引所における対象者株式の終値435円に対して37.93%、平成24年2月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値428円に対して40.19%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値418円に対して43.54%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値414円に対して44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年2月13日の大阪証券取引所における対象者株式の終値440円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>(本買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>今般、当社は、平成17年度及び平成20年度の中期経営計画の結果を見直し、あわせて、昨今の国内景気の低迷や製造業の海外進出強化など、国内市場での工業業に対する外部環境の厳しさを克服すべく、コア事業である「工業業」を拡大するために推進してきたワンストップサービスをさらに強化すること、及び当社が工業業において担うべきアフターサービスのうち、特に、建築設備の高度管理（設備設計・施工の技術を活用して提供するもの）及び保守管理並びに運行管理を総合した設備総合管理を強化するために、対象者との事業提携を推進していくことを重点的に行うこととしました。そのため、当社は対象者との間で、平成23年7月頃から対象者を当社のグループ会社とすべく、具体的な検討、協議を進めてまいりました。</p> <p>その結果、当社が対象者をグループ会社として事業提携を強化することが両社の企業価値向上のために有効であるとの結論に至り、平成24年2月13日付で本基本契約を締結し、当社は、その一環として本公開買付けを実施することを平成24年2月13日に決定しました。これに際し、本買付価格は、以下の経緯を踏まえて決定されております。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本買付価格の決定にあたり、第三者算定機関であるS M B C日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、当社はS M B C日興証券から平成24年2月13日付で対象者株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っております。S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">市場株価法 : 418円～428円 類似上場会社比較法 : 762円～800円 D C F法 : 580円～887円</p> <p>当該意見を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、S M B C日興証券による対象者株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月13日に本買付価格を600円に決定いたしました。</p> <p>(対象者における意思決定の過程)</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本買付価格の合理性を検討するために、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しない、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、大和証券から平成24年2月10日付株式価値算定書を取得したとのことです。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。なお、対象者は大和証券から、本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。</p> <p>上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値は、以下のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">市場株価法 : 414円～428円 D C F法 : 551円～632円</p>
--------------	--

	<p>市場株価法では、平成24年2月10日を算定基準日として、対象者株式の大阪証券取引所における直近1ヶ月の終値平均値428円、直近3ヶ月の終値平均値418円、直近6ヶ月の終値平均値414円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は414円から428円と分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値は551円から632円と分析しております。</p> <p>なお、大和証券がDCF法の基礎として採用した対象者の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。これは、対象者がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野において工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためとのことです。</p> <p>また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者のリーガルアドバイザーである卓照綜合法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。</p> <p>そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、高橋幸男氏及び竹倉雅夫氏を除く取締役の全員が出席する平成24年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合に対象者と当社の間で行われる資本業務提携が対象者企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが対象者株主の皆様に対して合理的な価格で対象者株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、対象者の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち高橋幸男氏は当社の完全子会社であり設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービスの取締役を兼任しているため、また、竹倉雅夫氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役3名のうち2名（社外監査役1名を含みます。）が出席し、出席監査役のいずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者監査役のうち近藤富士夫氏は当社の元従業員であり、また当社の元常勤監査役であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議には参加していないとのことです。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,291,000 (株)	1,529,000 (株)	3,291,000 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,529,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(3,291,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	32,910
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月14日現在)(個)(d)	2,770
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月14日現在)(個)(g)	205
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	54,063
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	60.87
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	65.99

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,291,000株)に係る議決権の数です。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月14日現在)(個)(g)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月14日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の第53期第3四半期報告書(平成24年2月13日提出)に記載されている平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の発行済株式総数(5,540,000株)から、同日現在の自己株式数(133,300株)を除いた数(5,406,700株)に係る議決権の数54,067個を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは本件株式取得を行うことができません（以下、本件株式取得が禁止される期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）。株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年1月13日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成24年1月26日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、平成24年1月26日をもって終了しております。なお、公開買付者は、本件株式取得について、30日の禁止期間を13日に短縮する旨の平成24年1月26日付の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成24年1月26日の経過をもって、禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年1月26日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第42号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

公経企第44号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,974,600,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,024,600,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,291,000株)に1株当たりの買付価格(600円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	4,746,181
計(a)	4,746,181

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,746,181千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年3月16日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成24年4月2日(月曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付け期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付け代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付け代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付け代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,529,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（3,291,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことができます。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第131期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）平成23年 6月29日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第132期第 3 四半期（自 平成23年10月 1日 至 平成23年12月31日）平成24年 2月13日 関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

高砂熱学工業株式会社

（東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 2 番地 5 ）

高砂熱学工業株式会社 大阪支店

（大阪市北区茶屋町19番19号（アプローズタワー））

高砂熱学工業株式会社 名古屋支店

（名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号（JRセントラルタワーズ））

高砂熱学工業株式会社 横浜支店

（横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号（横浜ランドマークタワー））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,975(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,975		
所有株券等の合計数	2,975		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,770(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,770		
所有株券等の合計数	2,770		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	205 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	205		
所有株券等の合計数	205		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年2月14日現在)

氏名又は名称	高橋 幸男
住所又は所在地	東京都新宿区四谷一丁目1番地 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の完全子会社の取締役、対象者取締役
連絡先	株式会社丸誠 東京都新宿区四谷一丁目1番地 (03) 3357-4545
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

高橋 幸男

(平成24年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	205 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	205		
所有株券等の合計数	205		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

公開買付者及び対象者は、相互の経営資源の有効活用を図り、相互の事業における更なる成長・発展を実現することを企図した提携について、平成19年4月25日付で業務及び資本提携契約を締結しております。

公開買付者及び公開買付者グループと対象者との取引金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

期別	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
対象者からのメンテナンス等の仕入	144	162	171
対象者への空調設備工事等の売上	9	12	17

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本基本契約

公開買付者が、本公開買付けに際し、対象者との間で平成24年2月13日付で締結した本基本契約においては、(i) 公開買付者が本公開買付けを開始し、対象者がこれに賛同すること(但し、公開買付者以外の第三者による公開買付けがなされた場合において、買付価格、公開買付者との業務提携が企業価値向上に貢献する度合いを考慮のうえ、賛同意見を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に反するときはこの限りでない。)、(ii) 対象者が意見表明報告書において本公開買付けの期間の延長を請求する旨の記載を行わないこと、(iii) 対象者が、本公開買付けの決済が完了するまでの間、第三者との間で、本公開買付けに類する取引又は本公開買付けの遂行に悪影響を与えるおそれのある取引等に関する勧誘、協議、交渉、情報の提供又は取引の実行を行わないこと、(iv) 公開買付者及び対象者が、本公開買付けにあたり、本公開買付けに伴う対象者の上場廃止は意図していないことの確認、(v) 公開買付者及び対象者が、本公開買付け後、対象者及び高砂エンジニアリングサービスの統合の可能性について、合併を視野に入れて検討を開始すること、(vi) 公開買付者が、原則として、対象者の専門性と独自性を尊重する意向を有しており、対象者において、主に施設管理によって利益を得る分野に係る事業拡大を加速し、もって対象者グループの経営の安定を図ることを期待していることの確認、(vii) 公開買付者が、原則として、当面の間、対象者の現在の取締役から、対象者の代表取締役社長1名及び取締役若干名を選出する意向を有していることの確認、(viii) 対象者が、本公開買付けの前後を問わず、公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得することができるよう、公開買付者に最大限協力すること、並びに(ix) 公開買付者及び対象者が、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、契約の同一性を維持しつつ、下記「(2) 本業務資本提携契約」に記載する内容に変更することなどが規定されております。

(2) 本業務資本提携契約

本基本契約においては、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、(i) 建物施設の設備総合管理と設備リニューアル工事分野における競争力を向上させることにより、協同して両社グループの受注増を目指すこと、両社グループの顧客と仕入先の情報を共有することにより顧客と仕入先の拡大を図ること、両社グループの人材・技術交流により人材のスキルアップと技術の向上・サービス対応力の向上を図ること等の目的で業務提携を行うこと、(ii) 公開買付者が対象者の所定の株数の株式を第三者に譲渡等する場合には、対象者に対して事前に通知すること、(iii) 対象者が、一定の事項(定款変更、組織再編、株式の発行、業務上の提携、剰余金の処分等)について、公開買付者の事前の書面による承諾を取得し、また、事前協議、事後報告及び書類提出を行うこと等の内容を追加する等の変更を行うことが規定されております。

(3) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、高橋幸男氏及び竹倉雅夫氏を除く取締役の全員が出席する平成24年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合に対象者と公開買付者の間で行われる資本業務提携が対象者企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが対象者株主の皆様に対して合理的な価格で対象者株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、対象者の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。すなわち、対象者によれば、対象者は、中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための事業戦略につき検討を重ねてきたところ、対象者が継続的に企業価値を向上していくためには、国内における事業基盤の強化と、事業収益の獲得が必要であり、本公開買付けによって公開買付者のグループ会社となることによって、対外的な信用力の増加及び取引先の維持拡大が期待できるとともに、公開買付者の経営資源を対象者の事業に活用でき、特に、前述の設備総合管理事業に、対象者が培ってきた技術力と管理体制をもって参画することで、公開買付者とのシナジーにより業績の拡大を図ることができると考え、本公開買付けは、企業価値の向上に寄与すると判断したとのことです。なお、対象者取締役のうち高橋幸男氏は公開買付者の完全子会社であり設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービスの取締役を兼任しているため、また、竹倉雅夫氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役3名のうち2名(社外監査役1名を含みます。)が出席し、出席監査役のいずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者監査役のうち近藤富士夫氏は公開買付者の元従業員であり、また公開買付者の元常勤監査役であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議には参加していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)						
	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月	平成23年 11月	平成23年 12月	平成24年 1月	平成24年 2月
最高株価(円)	430	418	414	415	428	430	442
最低株価(円)	405	407	403	392	403	411	430

(注)平成24年2月については、平成24年2月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月13日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社丸誠

（東京都新宿区四谷一丁目1番地）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

5【その他】

該当事項はありません。